

平成 2 7 年 第 4 回

印西市教育委員会臨時会会議録

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日 (木)

平成27年第4回印西市教育委員会臨時会会議録

日時：11月19日(木)午前10時

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号

工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて

日程第 4 議案第2号

工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて

日程第 5 議案第3号

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて

日程第 6 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

出席委員(3名)

| | | | |
|---|---|-----|---------|
| 1 | 番 | 委 員 | 大 野 忠 寄 |
| 4 | 番 | 委員長 | 佐 藤 めぐみ |
| 5 | 番 | 教育長 | 大 木 弘 |

欠席委員(2名)

| | | | |
|---|---|-----|---------|
| 2 | 番 | 委 員 | 青 山 光 男 |
| 3 | 番 | 委 員 | 寺 田 充 良 |

説明のため出席した職員(4名)

| | |
|----------------------------|---------|
| 教 育 部 長 | 小 山 健 治 |
| 教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱) | 山 崎 剛 |
| 教 育 総 務 課 学校給食センター整備班主査 | 坂 本 和 美 |
| 教 育 総 務 課 学校給食センター整備班主査 | 菅 井 博 康 |

職務のため出席した職員(2名)

| | |
|------------------------|---------|
| 教 育 総 務 課 総 務 班 主 査 | 高 橋 幸 江 |
|------------------------|---------|

(10時02分)

- 佐藤委員長 最初に、ご報告申し上げます。
本日の臨時会に際し、青山委員並びに寺田委員から欠席の申し出がありましたので、お知らせいたします。
なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、定足数につきましては、委員の過半数となっておりますので、ご報告いたします。
- (開会の宣告)
佐藤委員長 ただいまから、平成27年第4回印西市教育委員会臨時会を開会いたします。
- (開議の宣告)
佐藤委員長 これから本日の会議を開きます。
- (議事日程の報告)
佐藤委員長 本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。
- (会議録署名委員の指名)
佐藤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、1番、大野委員を指名いたします。
- (会期の決定)
佐藤委員長 日程第2 会期の決定を行います。
本臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。
- (議案第1号)
佐藤委員長 日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
教育総務課長。
- 教育総務課長 それでは、議案第1号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて。
次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき提案及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。
平成27年11月19日提出。
印西市教育委員会教育長、大木弘。
それでは、具体的な第1号のご説明の前に、(仮称)新学校給食センターの工事発注方式と入札状況などにつきまして、まずご説明をさせていただきます。
新学校給食センターの建設工事につきましては、建築、機械設備、電

気設備の分割発注により実施し、これらの工事に調理機器の取得を加えました4分割で発注し、整備をしまいであります。本日は、この4本のうち、建築工事、機械設備工事の請負契約、調理機器の財産取得の計3本につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。

残りの電気設備工事につきましては、11月16日に実施した入札の結果、全ての入札者につきまして低入札調査基準価格を下回ったことによりまして、適正な施工が可能か調査が必要となりました。この結果、落札者が保留となっている状況でございます。

この低入札調査価格調査でございますけれども、入札価格が予定価格を大きく下回った場合に、対象業者に対しまして価格の内訳書などを提出させ、適正な施工が可能かどうか調べる制度でございます。このようなことから、手抜き工事や下請業者へのしわ寄せを防ぐために行うものでございます。

この調査の結果、適正な施工が可能と判断され、落札者として決定されましたら、ご審議いただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

審議資料につきましては、まず、1-1ページについては、工事等の概要、次の1-2ページにつきましては、施設の付近見取り図及び施設及び敷地全体の配置図、1-3ページについては、調理場の1階及び2階の平面図、1-4ページは、各方位から見ました立面図、1-5ページにつきましては、入札経過表となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議資料の1-1ページをご覧くださいと思います。

まず、（仮称）新学校給食センターにつきましては、3の（仮称）新学校給食センターの概要に記載してありますとおり、印西市鹿黒南一丁目5番地の敷地、面積は1万1,333.19平方メートルに、建築面積4,187.41平方メートル、延べ床面積5,806.85平方メートルの鉄骨づくり地上2階建て、調理能力3,000食の調理場が2つの6,000食対応の共同を整備するものでございます。

本案は、この（仮称）新学校給食センターの整備に当たり、建築工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるよう市長に申し入れるものでございます。

契約の金額は12億204万円、契約の相手方は、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社でございます。建築工事の概要につきましては、審議資料1-2ページに示してございます学校給食センターの主な施設でございます①の調理場、給食配送用のトラックを格納いたします②の自動車車庫などの施設の基礎工事、鉄筋コンクリートづくりのピットや1階、2階の鉄骨づくりの躯体、内外装、構内の植栽、それから駐車場舗装、擁壁、フェンスなどの外構関連工事などが建築工事の概要となっております。

工期につきましては、平成29年2月28日まででございます。

なお、学校給食センターの稼働時期でございますけれども、工事完了からの準備期間を考慮いたしまして、現時点で夏休み明けの平成29年9月からの給食提供を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申します。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大野委員。

大野委員

調理能力が6,000食ということで、平面図を拝見いたしましたところ、3,000食の2調理場という形になっております。この2つに分けたのはどういう意図があって分けられたのか、ちょっと説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

6,000食対応の施設を3,000食の調理場2つに分けた理由でございますけれども、これはいろいろな理由がございます。

まず1つは、この3,000食、比較的小規模の調理場を設置することによりまして、地元産品を使いやすい、それから手づくり感のある給食を提供できるといったメリットがございます。

それから、経緯といたしましては、請願という形で、できるだけ大規模な調理場をつくるのではなくて小規模な調理場をつくってもらいたいということの請願が出た経緯もございます。

このようなことで、3,000食掛ける2調理場を設置したというものでございます。

佐藤委員長

大野委員。

大野委員

あと、学校の近隣の対応学校数ですね。こちらはどういうふうに、幾つの小学校、中学校を対応させるのかについても、ちょっとお話しただければ。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

こちらの新学校給食センターについては、基本的に現在稼働しております高花給食センターの建てかえという位置づけになっておりますので、配食予定につきましては、現在、高花が供給している、配食している学校が基本となります。

ただ、あわせまして、既設の牧の原といいますか、印旛ですね、牧の原は中学校でございますので、そちらとの兼ね合いもございませぬけれども、配食としては現在、高花が供給している学校です。小学校12校という形でございます。

大野委員

わかりました、ありがとうございます。

佐藤委員長

ほかに質疑はございませぬか。

各委員

なし

佐藤委員長

これで質疑を終わります。

議案第1号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについては、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
佐藤委員長

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

平成27年11月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第2号について、ご説明いたします。

審議資料につきましては、2-1ページは工事等の概要、2-5ページは入札経過表となっております。なお、2-2ページから2-4ページまでにつきましては、先ほどの議案第1号と同じ資料とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

本案は議案第1号と同様、(仮称)新学校給食センターの整備に当たり、機械設備工事について金額9億9,954万円、相手方、千葉市中央区新町3番地7、大成温・ウッドテック特定建設工事共同企業体と請負契約を締結することにつきまして、議会の議決を求めるよう市長に申し入れるものでございます。

それでは、審議資料の2-1ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、契約いたします工事の名称は、(仮称)新学校給食センター機械設備工事でございます。

次に、2の場所及び工期、3の(仮称)新学校給食センターの概要でございますが、議案第1号の建築工事と同様でございます。

続きまして4の工事の概要についてでございますが、機械設備工事につきましては、主に建築工事に附帯するものとして、調理施設としてのかなめとなります温度湿度を管理いたします空調設備、ボイラー設備など給食調理に必要な機器や配管類の給排水、衛生設備、防火のための消

防設備などが工事の概要となっております。

最後に、2-5ページでございますが、入札経過表でございます。入札経過につきましては、こちらにお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについては、原案どおり可決されました。

(議案第3号)

佐藤委員長

日程第5 議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう、市長に申し入れる。

平成27年11月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第3号につきまして、ご説明いたします。

まずお手元の審議資料でございますけれども、3-1ページにつきましては、財産の取得の目的、内容、納入期限等について示したものでございます。審議資料3-2ページにつきましては、取得する調理機器の内容を示したものでございます。審議資料3-3ページにつきましては、2調理場からなります調理場全体図でございます。審議資料3-4ページにつきましては、このうち1つの調理場の機器配置図を示したものでございます。審議資料3-5ページにつきましては、入札経過表でございます。なお、各3-3、3-4について、各諸室として番号を付してございますが、こちらが審議資料3-2と審議資料3-3の番号が一致しておりますので、あわせてご覧いただければというふうに思います。

それでは、本案につきましては、（仮称）新学校給食センター調理機器一式につきまして、相手方、千葉市中央区登戸三丁目19番9号、昭栄ビルⅢ301号、株式会社中西製作所東関東支店から7億7,760万円で取得することにつきまして、議会の議決を求めるよう市長に申し入れるものでございます。

次に、取得いたします（仮称）新学校給食センター調理機器一式につきまして、審議資料に基づき、ご説明させていただきます。

審議資料の3-2ページから①から⑭の各表に取得する調理機器の内容を示しております。

この表に記載した調理機器につきましては、3,000食対応の1調理場分のものでありまして、取得につきましては、6,000食に対応した2調理場分の調理機器を取得するものでございます。

取得する調理機器につきましては多数ございますので、審議資料にありますとおり、おおむね調理工程に沿いまして、各諸室ごとに主な調理機器をご説明させていただきたいというふうに考えております。

まず①の野菜類検収室でございます。3-4ページとあわせてご覧いただきたいと思いますが、こちらでは、納入業者から野菜、乾きもの、乾物、調味料等を搬入し、これの検収を行います。そこに必要なものとして取得する調理機器につきましては、審議資料の①のとおり、表に示したとおりでございます。

次に②の野菜下処理室でございます。こちらでは、食材の泥落とし、皮むき、水洗い、洗い煮などを行うところでございます。取得する主な調理機器につきましては、3-2の審議資料②に示したものを購入するというところでございます。

続きまして、③の食品庫・計量室でございます。こちらでは、調味料、乾物類を保管し、その計量等を行うというところでございます。取得する調理機器につきましては、審議資料③に示した調理機器でございます。

次に④の肉魚検収室でございます。こちらでは、検収された食材の下ごしらえ、味つけ作業を行います。取得する調理機器につきましては、審議資料⑤のとおりでございます。

続きまして、⑥の米庫・炊飯室でございます。こちらでは、米の貯蔵、それから洗米、炊飯調理を行います。取得する調理機器につきましては、審議資料⑥に示したところでございます。

次に、⑦の焼物・揚物室でございます。こちらでは、揚げもの、焼きもの、蒸しもの等の調理を行うスペースでございます。取得する調理機器につきましては、審議資料⑦に示したものでございます。

次に、⑧アレルギー食の調理室でございます。こちらでは除去食の個別対応調理を行う予定でございます。取得する調理機器につきましては、審議資料⑧に示す調理機器でございます。

次に、⑨の調理室でございます。こちらでは、献立に合わせた野菜類のカット作業、汁もの、炒めもの等の煮炊き調理を行うところでございます。取得する調理器具につきましては、審議資料の⑨に示した調理機器でございます。

続きまして、⑩の果物室・和え物室でございます。こちらでは、果物類のカット作業、野菜類のあえもの等を行うところでございます。取得する調理器具につきましては、審議資料の⑩に示す調理機器でございます。

次に、⑪コンテナ室でございます。こちらでは、コンテナ及び食器、食缶類の消毒・保管、でき上がった給食をコンテナに積み込む作業を行うコーナーでございます。取得する調理器具につきましては、審議資料⑪に示します調理機器、備品でございます。

次に、⑫洗浄室でございます。こちらは食器・食缶類、コンテナ類の洗浄を行います。取得する調理器具につきましては、審議資料⑫に示す機器でございます。

続きまして、図面の下になりますが、⑬準備室でございます。そちらでは手洗い、調理服、エプロンの着がえ及びシューズの履きかえ等を行うところでございます。こちらで取得する調理機器につきましては、審議資料⑬に示したものでございます。

次に、消耗品保管庫・洗剤庫でございます。こちらでは調理場内で使用する消耗品・薬剤等の保管を行います。取得する調理機器につきましては、審議資料の⑭のとおりでございます。エレクターシェルフ、戸棚でございます。

以上が、取得いたします調理機器でございます。

納入期限につきましては、建設工事の工期に合わせまして、同様の平成29年2月28日、2月末日までとしております。

次に、審議資料3-5ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、入札経過表となっております。

以上が、（仮称）新学校給食センター調理機器一式の取得に関する説明でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大野委員。

調理機器の中なんですけど、8番のアレルギー食調理室という中、アレルギーの子どもたちが年々ふえているような実態のようですが、その中で非常に気になるのはIH調理器、やはり電磁波の問題があり、食材が今でも変化してしまうのに、わざわざこういうものを使うのはちょっと理解できないというか、なぜこちらなんですか。ほかはガス釜であったり、蒸気回転窯であったりを使っているにもかかわらず、こちらのIHにつきましては、電磁波で食材の持っている性能を変えてしまっ

佐藤委員長

大野委員

脳神経を刺激するような物質に変わってしまうのに、これを使うのはちょっといかなものかなと思います。

もしあれでしたら、ラジエントヒーター、遠赤外線、こういうものであって、これは調理師、調理される方にもやはり電磁波を浴びてしまう可能性もありますので、ラジエントヒーターであれば遠赤外線のもので体には何の問題のないものと、かえってそちらのほうが中央部から素材を調理できるパターンになりますので、このラジエントヒーターが出回っていないのがネックですけれども、これをちょっと検討していただくとありがたいかなと思います。

こちらについては、なかなか皆さん、わかりにくい部分があるかと思いますがけれども、ちょっと調べていただくとありがたいと思いますので。

佐藤委員長
教育総務課長

教育総務課長。

本当に、そういう意味では大変ご指摘をいただきましてありがとうございます。

私が今聞いている範囲では、この辺の今の話の議論というところまでは聞いておりません。こちらにつきましては検討させていただいて、同等なもの、問題ないかも含めまして検討させていただくというところで現時点ではお答えさせていただきたいと思います。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

なし

それでは、これで質疑を終わります。

議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

(その他)
佐藤委員長

日程第6 その他について、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、大変ありがとうございました。

先ほど、説明の中で申し上げましたとおり、この新学校給食センターの契約案件のうち、電気設備工事の1件が低入札調査となっております。こちらの事務手続を踏まえまして、適正な価格と判断された場合、12月3日の木曜日になりますが、9時から臨時教育委員会において、ご審議をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを

佐藤委員長
(閉議の宣告)

佐藤委員長

(閉会の宣告)

佐藤委員長

したいと思います。

これで、日程第6 その他を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これで、平成27年第4回印西市教育委員会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

(10時36分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年11月19日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 大 野 忠 寄